

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

「還付金詐欺」にご注意を!!

市役所職員などに成りすまし、高齢者の方へ「健康保険料の還付がある」「医療費の払い戻しがある」などと言い、携帯電話とキャッシュカードを持ってATMに行くように誘導し、振り込みをさせようとする「還付金詐欺」の相談が多く寄せられています。



【相談事例】

▼市役所から「3万円の還付金がある」と連絡があり、ATMを指示されるがままに操作したら、100万円を振り込んでいた

▼市役所から「払いすぎた税金をお返する。手続きの期限は今日までなので、ATMに着いたら指定の電話番号に電話してほしい」と指示された

【注意点】

▼ATMを操作しても還付金は受け取ることができません。そのような内容は「還付金詐欺」です

▼もし、還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話したりしないで、まずは、市役所などの担当部署に確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝2月2日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

1～3月は悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を、未然に防ぎましょう。

